

令和元年度大分空港海上交通アクセス運航体制・収支見込等検討業務仕様書

1. 業務名

令和元年度大分空港海上交通アクセス運航体制・収支見込等検討業務

2. 業務目的

本業務は、大分県大分市と大分空港の間の海上交通アクセス（以下「大分航路」という。）としてエア・クッション艇を導入する場合の需要予測、運航体制及び収支見込み等について検討するものである。

3. 委託業務の内容

(1) 既存データの整理、現地調査、需要予測

①既存データの整理

・本業務に関連する県、国等の調査結果や公表データについて整理する。

②過去のエア・クッション艇運航事業者の決算状況の分析

・過去のエア・クッション艇運航事業者の決算資料をもとに、エア・クッション艇に係る収入額、運航経費、一般管理経費等について分析する。

③過去のエア・クッション艇運航事業者の組織・運航体制の整理

・過去のエア・クッション艇運航事業者の組織・運航体制を調査し、整理する。

④運航予定海域の実運航調査

・大分航路でのエア・クッション艇の運航ルートを想定し、実際に運航する場合における天候や支障物などの課題を整理する。

⑤エア・クッション艇についての需要調査

・大分航路でのエア・クッション艇の利用見込みに関するアンケート調査・聞き取り調査を実施し、潜在的利用者数の需要予測を行う。

⑥利用者の将来予測

・(1) ①から⑤までの調査をもとに、就航率を予測するとともに、大分航路でエア・クッション艇を運航する場合の利用者数の将来予測（少なくとも10年間）を行う。

(2) 運航体制の検討及び経費の試算

①運航に必要な組織・人員体制の設計

・(1) の調査と海外において商用でエア・クッション艇を運航している事業者の状況から、大分航路における運航組織・人員体制（管理部門、陸上要員含む。）の提案を行う。

②エア・クッション艇の修繕費用見込額の検証

- ・(1)の調査と県が本年度別途発注する「令和元年度大分空港海上交通アクセス船舶導入に係る検討業務」(以下「船舶導入検討業務」という。)の状況(令和元年10月末を目途に、検討の概要を県から受託者に提供する予定。以下、同様。)を踏まえ、大分航路でのエア・クッション艇の運航に係る修繕費用見込額を検証する。
- ③国内でのメンテナンス体制の検証
 - ・(1)の調査と県が本年度別途発注する「船舶導入検討業務」の状況を踏まえ、大分航路でのエア・クッション艇の運航に係るメンテナンス体制について検証する。
- ④部品供給体制の検証
 - ・(1)の調査と県が本年度別途発注する「船舶導入検討業務」の状況を踏まえ、大分航路でのエア・クッション艇の継続運航に必要な部品供給体制を検証する。
- ⑤エア・クッション艇による運航時間を踏まえたダイヤ・保有隻数の検討
 - ・大分航路での収支がとりやすい運航ダイヤと保有隻数を提案する。
- ⑥船員及び整備員の育成内容の検討
 - ・海外において商用でエア・クッション艇を運航している事業者の状況から、大分航路の開設に必要な船員及び整備員の育成内容及び経費について検討する。
- ⑦乗船料金の設定
 - ・既存の公共交通機関の料金等を踏まえ、大分航路の乗船料金について検討する。
- ⑧二次交通案の検討
 - ・利用者の利便性確保の観点から、大分市側の二次交通体制について検討する。
- ⑨大分市側の駐車場の適正規模の検討
 - ・(1)⑥の調査から、大分市側の駐車場の適正規模を検討する。
- ⑩運航経費の将来予測
 - ・(2)①から⑨までの調査をもとに、大分航路でエア・クッション艇を運航する場合の運航経費の予測(少なくとも10年間)を行う。
- (3)収支見込みの将来予測・分析
 - ①(1)及び(2)の調査をもとに、運航開始前から運航開始後の収支予測(少なくとも10年間)をシミュレーションする。
- (4)業務とりまとめ・報告書作成

4. 資料の貸与

- ・本業務の実施にあたり、必要に応じて、県から契約後に平成30年度大分空港海上交通アクセス調査業務の成果品並びに大分港の港湾台帳及び空港関連施設の図面その他大分空港のアクセスに関する資料等を無償で貸与する。
- ・上記のほか、県が保有し業務に必要となる資料を無償で貸与する。

5. 履行期間

契約の日から令和2年3月31日まで

ただし、委託業務のうち(1)から(3)までの調査結果については、県とその内容について事前協議を行った上で、令和元年11月29日までに県に調査内容を報告すること

6. 成果品の提出

本業務の成果品(参考資料・データ等を含む)は、次のとおりとする。

- ・報告書(A4判、左綴じ、製本) 10部
 - ・報告書【概要版】(A4判、左綴じ、製本) 10部
 - ・参考資料、データ等を記録した電子データ(CD又はDVD) 一式
- ※電子データについては、事後に、個々のプロジェクトの計数や文言の変更など、県において、データの加工・修正が可能なものにする

7. その他

(1) 業務打合せ

受託者は、本業務の詳細及び当該業務の範囲について、県と連絡を密にすること。

(2) 成果品の権利の帰属

成果品に関する権利はすべて県に帰属するものとし、受託者は許可なく公表してはならない。

(3) 再委託の取扱い

受託者が受託業務を履行するにあたって、委託業務の全部を一括して、又は委託業務のうち主たる業務を第三者に委託することは禁止する。

なお、主たる業務とは、総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的な業務とする。

ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、消耗品購入、会場借り上げ等の軽微な業務については、県の承認を得ずに再委託できるものとする。

また、委託業務のうち主たる業務及び軽微な業務を除く業務について、受託者が再委託を必要とする場合には、再委託についてあらかじめ県の承諾を得ること。

(4) 本業務の実施に係る第三者との調整

本業務の実施に係る第三者との調整については、すべて受託者の責任において行うこととする。

ただし、県が本年度別途発注する大分空港海上交通アクセスに関する調査・検討業務の受託者並びにエア・クッション艇の建造事業者及びその関連事業者との調整については、県を通じて行うものとする。

(5) 業務実施体制

本契約締結後、履行期間終了までの間、主たる担当者の変更をはじめとした業務実施体制の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情により変更が必要となった場合には、事前に県の承認を得るものとする。

(6) 秘密の保持

受託者（再委託先及び協力先を含む。）は、本業務を行う上で知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。ただし、業務を遂行するために必要な場合にあつては、事前に県の承諾を得るものとする。

(7) 疑義がある場合の取扱い

本仕様書に定めのある事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、県と受託者との協議により解決するものとする。